

区長報告第十三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和八年八月四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和八年九月十日

港区長 清 家 愛

記

一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解

二 当 事 者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港 区

乙 東京都品川区勝島一丁目四番十一号

株式会社アイベックス

三 事件の要旨

令和八年三月七日、港区三田二丁目七番先の国道一号道路上において、乙が所有する普通乗用自動車が行走していたところ、道路左側に停車していた甲が所有する清掃車（小型プレス車）に接触した事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

#### 四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり了解した。

- (一) 乙は、甲に対し、一万二千六百二十三円の支払義務があることを認める。
- (二) 甲は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。